

〈論 説〉

情報開示、利益計算、包括利益（Ⅱ）

－「その他の包括利益」の出所と現代会計－

石川 純 治

目 次

はじめに－本稿の目的

I 貸借対照表の現代的変容－収支計算型B/Sと実態開示型B/S

- 1 情報「開示」と利益「計算」－財務報告と会計計算
- 2 収支計算型B/Sと実態開示型B/S
- 3 連携の2つの型－動的連携と静的連携
- 4 一元的利益計算会計と多元的情報開示会計

補遺Ⅰ：2層連携の形とOCI－日本版概念フレームワークの計算構造

(以上、前号)

II 「その他の包括利益」の出所と性格－現代会計の特性

- 5 かつての問題意識と現代－今日的文脈での検証
- 6 原型としての「その他有価証券」－時価開示とOCI、矛盾の原型
- 7 退職給付会計－債務実態のオンバランス化とOCI
- 8 繰延ヘッジ会計－ヘッジ効果とOCI
- 9 別の類似のケース－政策と評価差額
- 10 「日本版」IFRSとOCI－その他有価証券と退職給付会計

補遺Ⅱ：資本取引・損益取引区別の曖昧性－実態・リスク開示と「取引」概念の変容

III 「その他の包括利益」の諸相－OCIの相対化

- 11 日本版概念フレームワークおよび経済的所得概念とOCI－概念的見地
- 12 総認識利得損失計算書とOCI－イギリスASBの考え方
- 13 ハイブリッド・アカウンティングとOCI－二重性と矛盾の検証

補遺Ⅲ：所有／主体の二重性と会計－2つの会計の基礎とあり方

II 「その他の包括利益」の出所と性格 －現代会計の特性

5 かつての問題意識と現代 －今日的文脈での検証

I（前号）の冒頭では、10年以上も前の問題意識（情報「開示」と利益「計算」の関係）を取り上げ、その今日的文脈での検証として、貸借対照表の現代的変容の形と方向を示した。II（本号）では、その問題意識と密接に関わるもう1

つの問題意識、すなわち「その他の包括利益」(OCI)の性格と出所を今日的文脈で検証してみる。

さて、前号のIでは拙著『時価会計の基本問題』（2000年）での問題意識を引用の形で示したが、本号のIIでもいくつか引用しておきたい（いずれも傍点は引用者）。端的には、B/S開示とP/L計算の「ジレンマ」、あるいは「矛盾の顕在化」（同書37頁）という問題意識である。

「『その他の包括利益』はいかなる理由で純利益と区別されるのか。その異質性はそもそもどこから生じるのか。これが会計理論上の重要な問題となる。」(62頁)；

「…個々の『その他の包括利益』項目の検討をとおして、とりわけそれらがすべて上記の意味での“繰延純利益”項目なのかどうかの検討をとうして、包括利益はそもそも『何をどう包括しているのか』が理論的課題として検討されなければならない。」(87頁)⁽¹⁾；

「その他の包括利益をめぐる問題は、これまでの伝統的な資本・利益計算(資産評価と利益計算の関係)の枠組みからは説明のつかない、1つの今日の背景をもった会計問題といえよう。」(142頁)；

「…とりわけストック／フロー関係において問題を複雑にしている。包括利益および包括利益計算書は、いわばフロー計算志向の系Ⅰ(伝統型－引用者)とストック計算志向の系Ⅱ(現代型－引用者)との“交錯”と“調整”の場になっている。」⁽²⁾

急速に変貌する現代会計にあって、Ⅰ(前号)でのかつての問題意識と同様、こうした見方は基本的に変わっていない。それどころか、まさに今日の背景のもとOCⅠ項目は増大してきている。

以下、「その他有価証券」、改定退職給付会計基準、繰延ヘッジ会計など、いくつかのケースを取り上げ、B/Sの実態・リスク開示とP/Lの利益計算の矛盾(ギャップ)が現れる場が、ほかならぬ「その他の包括利益」(OCⅠ)であることを明らかにする。

⁽¹⁾ 「何をどう包括しているのか」については、同書図表2.4「2つの枠組みと包括利益」(45頁)で1つの見方を示している。

⁽²⁾ 拙稿「企業会計のハイブリッド構造－異なる計算系の併存と交錯の構造－」『会計』第163巻第1号、2003年1月、8頁。なお、ここで伝統型と現代型としたのは、後述するように、OCⅠ／リサイクリングの出所と性格が、両者の交渉・交錯するところに現れ、何らかの意味でその矛盾・乖離の調整役(とりわけ現代型から伝統型への調整)を果たしているからである。

6 原型としての「その他有価証券」 －時価開示とOCⅠ、矛盾の原型

6.1 その他有価証券と時価開示

実態・リスク開示と利益計算の矛盾というⅡの課題にとって、そのもっともシンプルな形(原型)はその他有価証券の会計処理にみることができる(図表8)。

ここで、注意すべき3点を指摘しておきたい。第1は②の借方の資産評価が先であること、そしてそれが実態開示(ここでは時価120)からきているという点である。この点は「金融商品に関する会計基準」(最終改正平成20年3月)での評価基準に関する基本的考え方を参照されたいが、特に次の点が重要である⁽³⁾。

「(中略)投資者が自己責任に基づいて投資判断を行うために、金融資産の時価評価を導入して企業の財務活動の実態を適切に財務諸表に反映させ、投資者に対して的確な財務情報を提供することが必要である」(「金融商品に関する会計基準」第64項(1)、傍点は引用者)

すなわち、そこには投資者の投資情報としても、また企業の財務認識としても時価評価の必要性が示されている⁽⁴⁾。適正な利益計算という点は第一義的なものとして出ていない点に注意されたい。

そして、②の実態開示(借方)の相手先(貸方)がOCⅠであること、つまりその実態開示を受けて、その時価評価差額の相手先がOCⅠにほかならず、後述するように、それはあとで実現(売却)するまでの“仮置き場”の役割をもつといえる⁽⁵⁾。

仮にこの時価開示をB/S本体ではなく注記で行うなら、こうした会計処理はそもそも不要

⁽³⁾ ちなみに改正前の「金融商品に係る会計基準」(企業会計審議会、平成11年1月)でも同じ文言が記されている。

⁽⁴⁾ 企業側にとっては「取引内容の十分な把握とリスク管理の徹底及び財務活動の成果の的確な把握のために必要である」(同第64項(2)、傍点は引用者)としている。

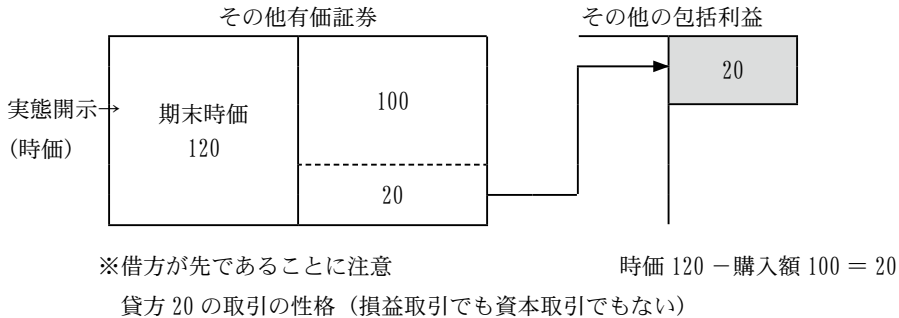
図表8 その他有価証券のケース -時価開示とOCI-

数値例：第1期中の購入額 100、第1期末の時価 120、第2期中の売却時価 150

①第1期の購入時の仕訳：（借）その他有価証券 100 / （貸）現金 100

②第1期末の時価評価の仕訳：

（借）その他有価証券 20 / （貸）その他有価証券評価差額金 20（OCI）



③第2期の仕訳 (㊦洗替法)

期首（洗替法）：（借）その他有価証券評価差額金 20（OCI） / （貸）その他有価証券 20

売却時：（借）現金 150 / （貸）その他有価証券 100（取得価額）

その他有価証券売却益 50

④第2期の仕訳 (㊧切放法)

期首：仕訳なし

売却時（リサイクル）：

（借）その他有価証券評価差額金（OCI累計額）20 / （貸）損益（純利益）20

（借）現金 150 / （貸）その他有価証券 120（前期末時価）

その他有価証券売却益 30

となる。実態開示は、それが財務実態の情報提供であることからすれば、本来的にはB/S（オンバランス表示）で行う必然性はないからである。ここに、B/Sでの実態開示とP/Lでの利益計算の矛盾の端緒があるといえる。

6.2 時価開示のあり方

-注記かB/S開示か

企業会計基準第20号「賃借不動産の時価等の開示に関する会計基準」では賃借不動産はB/S本体は取得原価で期末の時価を注記すること

⁵⁾ ちなみにクリーン：サンプラス関係を満たすために、時価評価差額金（日本では資本直入）がその他の包括利益となるならー資本直入ではなく、包括利益を通して資本へー、連結ベースとはいえ極めて目的論的な表示のあり方といえる。

になっている（2010年3月末以後終了する年度から）。問われるべきは、その他有価証券（ここではB/S本体で時価開示）との相違の根拠である。その根拠いかんでは、その他有価証券も注記での時価情報の開示という扱いが考えられる。

賃借不動産の会計基準の「結論の背景」を読んでも、両者の会計処理の相違の理論的根拠がどこにあるか、必ずしも明らかでない。注意したい点は、「損益計算とは離れて」、「リスク管理のインセンティブ」（会計基準17項）、さらに「事実上、事業投資と考えられるものでも、その時価を開示することが投資情報として一定の意義がある」（18項、以上傍点は引用者）、などの観点から情報開示されるという点である。そうであるなら、その他有価証券もとなる（※補注10）。

※補注10：情報開示のB/S本体化現象⁽⁶⁾

例えば負債の定義「…発生の可能性の高い将来の経済的便益の犠牲 (probable future sacrifices of economic benefits)」(FASB「財務会計概念基準書」第6号パラグラフ35)を取り上げると、注記から本体開示は、そこでの「発生の可能性 (probable future)」という負債認識の“ハードル”の低下に結びつく。条件付債務(B/S本体)と偶発債務(注記)との境界の問題である⁽⁷⁾。負債認識は費用認識と結びつくが、そうした実態・リスク開示志向から“結果的”に出てくる損益認識は(情報開示→B/S本体化→損益計算)、従来の発生主義を中核におく期間損益計算の見地と整合するのかどうか、これが1つの論点といえる。

ちなみに前号の補注4ではジェンキンス・レポート(1994年)の財務報告の拡充方向を取り上げたが、そこでの情報開示はあくまで脚注情報である点に注意すべきである⁽⁸⁾。

6.3 矛盾の原型

第2は、③の売却(実現)時の仕訳に関するものである。すなわち、イ洗替法(現行の会計基準の方法)では、翌期首の反対(再振替)仕訳でその他有価証券評価差額に関するOCIは常に(毎期首)ゼロとなり、そこではリサイクルという会計処理はでてこない。そして売却損益は売却時価と購入時価(原価)との差額(150-100)となり、それが当期の純利益となる。つまり、取得原価主義(原価実現主義)での会計処理と結果的には同じことになる。となると、②の期末の(貸方)時価評価差額20の仕訳は売却までの評価差額の処理場(仮置き場)にすぎず、主要なのは(借方)時価表示、すなわち期末報告時点の財務実態の開示ということになる。

これに対し、現行基準にはないが㊦切放法

ではその他有価証券評価差額が每期OCIに累積され、売却時にそれまでの累計額が純損益(数値例では20)にリサイクルされる。そして、ここでの売却益は売却時価と前期末時価の差額(150-120)となる。しかし、リサイクルされることで、売却時の純利益(20+30)は50となり、先の洗替法と同じになる。また毎期末(報告時)の時価表示はむしろ、OCIの金額も同じであり、両者の相違はただ売却損益(㊦での50と㊧での30)だけである⁽⁹⁾。しかし、それもすでにみたように20のリサイクリングで純利益は同じ50になる(※補注11)。

重要な点はいずれの方法でも、毎期末の時価開示(㊦の借方)が目的(主役)となっており、その相手先(㊦の貸方)としてのいわば“仮置き場”(脇役)がOCIであるということである。OCIはかつて“第2の利益”とも言われたが、その名称とは裏腹に、その正体は純利益(“第1の利益”)として実現するまでの過度的な性格、すなわち暫定的(繰延)純利益という性格をもつものといえる⁽¹⁰⁾。ここに財務実態の情報開示と利益計算との矛盾の形(原型)を見ることができる。

すなわち、前節(前号Iの第4節)で示した(1)式と(2)式でもって端的に示せば、情報開示-期間損益計算→OCI…(3)となる⁽¹¹⁾(図表9参照)。

※補注11：洗替法と切放法

—開示と計算の矛盾の視点から

洗替法と切放法は「棚卸資産の評価に関する会計基準」(56項)に説明があるが、ここでは特に本稿

⁽⁹⁾ 多期間、例えば3期までの評価損も交えた数値例で確かめられたい。評価損も入れることでOCIとリサイクルの関係も確かめられよ。

⁽¹⁰⁾ 重要な点は、OCIはあくまで純利益(NI)の見地に立っているということであり、包括利益(CI)の見地からすれば、そこでは本来的にNIとOCIとの区別はないといえる。2つの利益問題については前掲拙著『時価会計の基本問題』第6章141-145頁、第11章282頁参照。

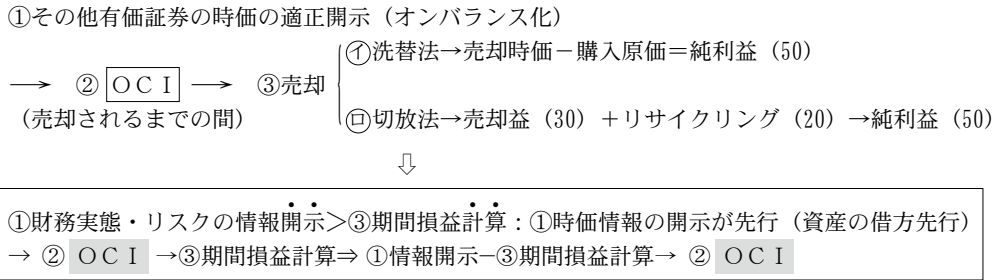
⁽¹¹⁾ 前掲拙著『時価会計の基本問題』273頁の注(17)では「実態情報開示-期間損益計算=“第2の”損益計算」と記している。

⁽⁶⁾ 拙著『変貌する現代会計』(日本評論社、2008年)コラム6(116頁)に基づいている。

⁽⁷⁾ 引当金と偶発事象の区別(引当金か注記か)の基準として、「企業会計原則」注解18での「発生の可能性」を参照。

⁽⁸⁾ この点は、辻山栄子「包括的ビジネス報告モデルの批判的検討」(『早稲田商学』第431号、2012年3月)参照。

図表9 O C I を媒介にした情報開示と利益計算の矛盾の形（その1）
 - その他有価証券のケース -



の論点である開示と計算の視点からみてみたい。

その他有価証券の会計処理を現行基準の洗替法で行うと、一方でB/S（財務報告）に時価が表示され、他方で売却時に売却時価と取得原価の差額が売却損益となり、これは取得原価主義会計となら変わりはしない。つまり、一方で時価の「開示」を行い（決算時の会計処理→財務報告）、他方で従来の原価主義の枠内で利益の「計算」が行われる（期首反対仕訳→開示が終われば社内的にもとに戻す、擬制仕訳）。ここに開示と計算の1つの矛盾がある。その点で、（現行基準にはないが）切放法は時価と時価との差額計算を行うので、時価の開示と計算は一貫する。とはいえ、そこでの計算はO C I にとどまる。

ここで指摘したいのは、財務報告（時価開示）からの「取引」記録への規定性、逆からいえば記録計算の時価開示への従属性である。さらに、関連してもう1つ指摘すれば、決算時の会計処理は伝統的には利益計算（P/L）のための仕訳が中心になるが、ここでは（①の仕訳）むしろ時価情報のB/S開示の仕訳になっているのである。

6.4 2つの取引区別の曖昧性

第3に指摘しておきたい点は、第1のB/Sでの実態（時価）開示とも関わるが、②の貸方の性格である。それを伝統的な資本・利益計算の場合での2つの取引区別、すなわち資本取引と損益取引の区別の観点からみると、そのいずれであるか（曖昧性）という点である。それが資本取引でないことは明らかと思われるが、では「その他の包括利益」であることから損益取引なのかという点である。

重要な点は、そもそも伝統的な資本・利益計算の枠組みでの資本取引と損益取引の区別が、

従来とは性格を異にする実態開示型の現代会計の枠組みにもそのまま当てはまるのかという疑問である。

ここでは、この2つの取引区別の曖昧性が、財務実態の情報開示と資本・利益計算との矛盾という点に起因しているという点だけ指摘し、後であらためて触れたい（第7.3節および補遺Ⅱ）。

7 退職給付会計

- 債務実態のオンバランス化とO C I

2つ目のケースは、その他有価証券ほどシンプルではないが、改定退職給付会計基準（企業会計基準第26号「退職給付に関する会計基準」平成24年5月、以下改定基準）における数理計算上の差異および過去勤務費用の会計処理である。一見複雑そうにみえても、その基礎にシンプルな形を読み取って見せることが重要であり、その形とは「オンバランス化（ここでは債務状況の適正開示）→O C I →リサイクリング→純利益計算」である。以下、この点を見ることにする。

7.1 即時認識とO C I

さて、数理計算上の差異および過去勤務費用は、従来は即時認識せず発生年度の翌年から平均残存勤務期間以内で定額法により費用処理されていたが、改定基準ではその全額がオンバランス化されることになった（2014年3月期から）。

例えば、次の数値例のように数理計算上の差異が200であるとき（説明の便宜上、過去勤務費用は省略）、従来基準と改定基準は以下のようになる（図表10）。

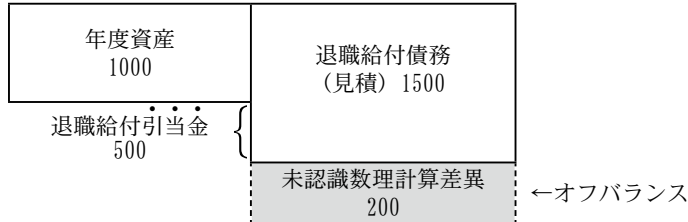
図表10 改定退職給付会計のケース－債務実態のオンバランス化とOCI－

数値例：年金資産 1000、退職給付債務（見積）1500 →実績 1700

数理計算上の差異は発生年度の翌年から10年間で定額法によって費用処理

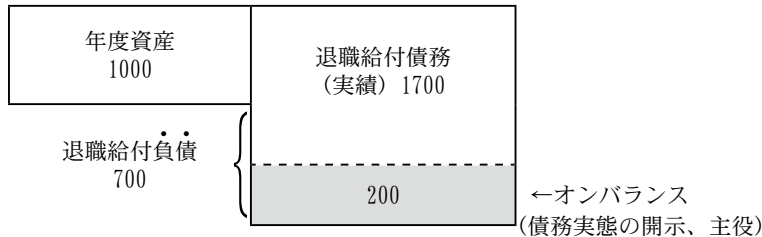
イ) 従来基準：

- ①差異の仕訳：処理なし（オフバランス）
- ②差異の費用処理：（借）退職給付費用 20 / （貸）退職給付引当金 20



ロ) 改定基準（連結のみ）

- ①差異の仕訳：（借）その他の包括利益累計額（OCI）200 / （貸）退職給付に係る負債 200
- ②差異の費用処理：（借）退職給付費用 20 ※ / （貸）その他の包括利益累計額（OCI）20



※差異の処理：全額計上の上と費用化（従来とは逆）、脇役

なお、（連結の）勘定科目が引当金から負債（「退職給付会計に係る負債」）に変わっているが、たんに形式的な変更にとどまらず、その意味あいを探ってみれば、「引当金」は先に費用（フロー）計上という意味あいになるが、「負債」となると逆に先に負債（ストック）の計上（それも全額）となる。

さて、この改定基準につき以下3点指摘しておきたい。第1は①の仕訳において、貸方の負債評価（報告時点の割引現在価値）が先であること、つまりここが主役であること（その他有価証券のケースでは借方の資産評価が先であった）。そして、それが債務（ストック）のオンバランス化、つまり債務状況の適正開示（財務の透明性）にあるという点である（その点で、従来型の①はオフバランス、遅延認識）。この点は、端的には改定基準の結論の背景に財務実態の適正

開示の観点が出ていことをみればよい（※補注12）。そして、ここでも、その他有価証券と同様、その相手先がOCIとなる（先の主役に対する脇役）。

※補注12：改定基準の即時認識と財務実態の適正開示

例えば、コンパジェンスを図る観点とともに、B/Sでの積立状況の明示や透明性の向上による財務報告の改善という点（49項）があげられている。ちなみに、基本的な考え方では「未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用を、税効果を調整の上、純資産の部（その他の包括利益累計額）に計上することとし、積立状況を示す額をそのまま負債（又は資産）として計上することとした」（55項、傍点は引用者）としている。

なお、改定前の基準（平成10年）でも、「…企業年金に係る情報は、投資情報としても企業経営の観点からも極めて重要性が高まっているとの指摘が

図表9 O C I を媒介にした情報開示と利益計算の矛盾の形（その1）
—改定退職給付会計のケース—

①職給付債務（積み立て不足額）の適正開示（未認識数理計算上の差異のオンバランス化）
→ ② O C I → ③費用計上（リサイクリング）→純利益



①財務実態・リスクの情報開示 > ③期間損益計算 : ①財務情報の適正開示が先行（負債の貸方先行）
→ ② O C I → ③期間損益計算 → ①情報開示 → ③期間損益計算 → ② O C I

行われている。こうした指摘を踏まえ、企業年金等に関わる会計基準を設定することにより、年金資産や年金負債の現状を速やかに明らかにするとともに…」（改定前退職給付会計基準・意見書二、傍点は引用者）と記されている。

この点にも関連して、拙稿「年金会計の計算構造と企業会計の今日の変容」では年金資産・運用損益と年金債務・年金費用の整合性の観点から年金会計の全体構造を2つの仮説として示したが（24頁、図表9、10）、改定基準の即時認識は、そこでの仮説2（年金資産側との整合性）の方向になったといえる⁽¹²⁾。

第2は、フロー（費用）はストックの適正開示の後であること、つまり②の借方でもって処理され、同時にその費用部分20を先に計上したO C Iの全額200（ストック）から差し引く形をとる。これがリサイクリングであるが、そのストックから差し引く形での費用計上は、後述するように、伝統的な意味での費用配分ないし償却（フロー配分→ストック評価）と同じとはいえない。

重要なことは、①財務実態の適正開示（B/S）→②O C I→③リサイクリング（費用計上）→純利益計算（P/L）、という順序（あとさき）であり、ここに、先の(3)式で示したように、O C Iとリサイクリングを媒介にした実態開示（B/S）と純利益計算（P/L）との矛盾の形——矛盾の解決をO C Iとリサイクリングで

もって図る——を見ることができる（図表11）。先の図表9との共通性（同型性）に注意されたい。

ここで、資産除去債務の全額計上（両建処理）との類似性に触れておくと、そこでの両建処理（現代型）は伝統型の引当金処理（積み増し）でのフロー（費用計上）とストック（負債計上）とは逆になる（ストックが先、フローが後）。すなわち、貸方の資産除去債務全額の適正開示が先で、それに伴い借方側の問題が浮上する（資産計上+減価償却で対処）。資産除去債務の全額計上と、ここでの退職給付債務の全額計上というあり方（財務実態の適正開示、透明性）との共通点に注意したい。ならば、ここでのO C I / リサイクリングという方法も（その応用として）可能か、となる。

なお、借方側の問題、すなわち資産計上+減価償却としての「配分」は、むろん引当配分ではないが、そもそも配分といえるかどうか⁽¹³⁾。この点も共通する。

7.2 公正価値と配分

リサイクリングの費用部分を伝統的な意味での費用配分ないし償却とみるむきもあるが、その理解は筆者には疑問であり、その理由が先にみたフローとストックの順序（あとさき）のなかにみられる。注意すべきは差異の全額がオンバランスされ、その後徐々に費用化されることである（従来とはフロートとストックの関係が逆転）。

⁽¹²⁾ 拙稿「年金会計の計算構造と企業会計の今日の変容—その異種併存性の検討—」（『駒澤大学経済学部紀要』第59号、2004年3月）25頁では、「端的には未認識債務にみられるように、そこには（改訂前基準—引用者）価値評価思考が必ずしも徹底されていない」（25頁、傍点は引用者）と記している。

⁽¹³⁾ 端的には、減価償却=過去支出の配分であるとすれば、将来支出の見越配分がなぜ減価償却かである。

例えば米山正樹「配分と評価」(『体系現代会計学』第1巻所収)では「配分の手続き」に関する「配分の基礎」の変化について論じているが⁽¹⁴⁾、まさに補注2(前号)でみたように、現金収支=測定のアンカーとは異なる配分の基礎(公正価値)であり、それを配分といっているかどうかさえ疑問である。つまり、資産・負債の公正価値を基礎とした「配分手続き」といっているかどうか、ということである。米山教授自身も伝統的な引当配分との相違をここでの全額オンバランスにみている点からしても、それを「配分」といっているかどうか。ここに測定のアンカーの問題が関わる。

すなわち、配分の基礎の変化というレベルで捉えていいかということであるが、配分(フロー)があってその基礎の変化とみるか、むしろ(配分を前提にしない)ストック価値としての公正価値とみるかである。筆者は後者の見方をとっている。なぜなら配分の前提が重要で、その配分の対象(範囲)が決まっています。その配分ルールが適用されるが、P V(割引現在価値)計算での分母の見直しなどによる再測定はその前提を満たさないからである(ちなみに、P V計算と利息費用の関係は※補注13参照)。

これに関連して、辻山栄子「現代会計のアポリア」(『早稲田商学』第434号2013年1月)では、測定基礎に公正価値やP Vが用いられても、あくまで支出額を基礎にした「原価配分の精緻化」の一貫として捉えられている(同稿第7.2節、図表3)。しかし、伝統的な会計配分でのP V計算(例えば利息法)と時価会計でのP V計算には再測定(リセット)という点で基本的相違がある⁽¹⁵⁾。

時価会計の原価主義会計と異なる重要な特徴は、端的には当初認識時の測定の基礎が改訂(リセット)される点にある。原価主義会計ではリ

セットされない、すなわち当初認識時の測定基礎が維持継続される。ゆえに、事前の配分ルールが決められるのである⁽¹⁶⁾。

※補注13：P V計算と利息費用

ー引当配分との相違

伝統的な引当金は(確定した見積可能な)将来支出の引当(見越)配分であるが、今日的な将来支出のP V(割引現在価値)は分母の割引率設定の改訂による再測定が伴う。また、P V計算から、そのいわば反作用としての利息計算が必然的に伴う。すなわち、将来支出→P Vへの現在引き戻し→将来の利子計算の必然的・計算的付随である⁽¹⁷⁾。そしてその利子は、利子として実体のともなったものというより、計算上のものといえる。

7.3 資本取引/損益取引の区別

ー純利益/OCIの区別との共通性

第3は、改定基準は連結財務諸表にのみ適用されるという点である。この点は、連結ベースの財務諸表(財務報告)が証券市場における投資情報の開示という特性と関わっている。その点は、個別(単体)ベースの財務諸表(決算書)が資本・利益計算の枠組み(投下資本の回収余剰計算)を基本に置いているといえればその相違が理解されよう(※補注14)。

※補注14：個別財務諸表と連結財務諸表

ー目的・性格の相違

「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号、2010年6月)を単体にも適用するかという目下の争点も、連結と単体(連単)の性格の相違と関わる⁽¹⁸⁾。そこで、両者の相違に少し触れておくと、端的に、連結財務諸表の特性は、証券市場への投資参加の促進という点にある⁽¹⁹⁾。この点で、例えば田中弘『国際会計基準の着地点』(税務経理協会、2012年)では、連結財務諸表は決算書でな

⁽¹⁶⁾ 詳しくは前掲拙著『変貌する現代会計』58-59頁参照。

⁽¹⁷⁾ 詳しくは、前掲拙稿「年金会計の計算構造と企業会計の今日的変容—その異種併存性の検討—」9-10頁参照。

⁽¹⁸⁾ 拙稿「社会科学としての時価会計」(日本大学経済学部『経済集志』第81巻第3号、2011年10月)付論6(14-15頁)、脚注(34)参照。

⁽¹⁹⁾ この点は、例えば拙稿「市場・企業・社会と会計」(『週刊経営財務』2012年7月23日号)29頁参照。

⁽¹⁴⁾ 米山正樹「配分と評価」(斎藤静樹・徳賀芳弘編集『体系現代会計学』第1巻所収、中央経済社、2011年)308-310頁。

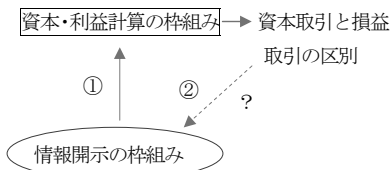
⁽¹⁵⁾ 拙稿「割引現在価値と会計配分」(『経営研究』第53巻第3号、2002年11月)では、その基本的相違について論じている。

いとして、「切れば血が出るのが個別財務諸表」（344頁）と述べているが、言い得て妙である。

ただ、連結財務諸表は配当や納税の制度とも関わる。とはいえ、いずれも限定的である。すなわち、連結ベースの配当（連結配当規制適用会社、但し連結B/Sの剰余金<個別B/Sの剰余金の場合）や納税制度（連結納税制度、但し100%子会社のみ選択適用）は、いずれも限定的適用といえる。

これに敷衍していえば、前節では資本取引と損益取引の区別に触れたが、それは本来的に利益「計算」の枠組み（記録計算指向）での区別であって、それがそのまま実態・リスクの「情報」開示の枠組み（情報開示指向）に妥当するかは疑問といえる（図表12、およびあとの補遺Ⅱ図表15参照）。

図表12 資本取引／損益取引の区別
—情報と計算の枠組み—



図表12の矢印①の規定（侵入）の視点が欠落すると、本来的に利益計算の場での2つの取引区別を矢印②で示すように情報開示の枠組みにもそのまま適用することになる。

したがって問題は、2つの性格を異にする枠組みを1つの土俵（理論の場）で混同して議論してしまうという点にある（補遺Ⅱ参照）。今日、取引概念が取引対象の拡大化に伴ってその変容と拡大化の現象がみられるが、それが同心円的な拡張でない点にも注意したい（※補注15）。

※補注15：取引概念の変容と拡大

—「拡張の論理」と「区別の論理」の見方から性格を異にする2つの枠組みについては、前掲拙著『変貌する現代会計』第6章、端的には図表6-1「2つの枠組みの特徴比較、および第4章「変容の全体的捉え方」での（「拡張の論理」に対する）「区別の論理」参照されたい。

ここで簿記上の取引概念の拡大という現代会計の1つの特徴に触れておくと、それが単なる同心円的拡大ではなく、取引概念自体の質的変容とい

う見方が重要になる。前者は「拡張の論理」の見方に立っているといえ、後者は「区別の論理」の見方に立っているといえる。ここにも、変容の全体をどう捉えるかが論点となる。

とりわけ（期中ではなく）決算時に集中する資産・負債の再測定取引（再測定取引）とその再測定差額の取引は、伝統的枠組みの単なる拡大では捉えられない変容の典型例といえる。そして、それが伝統的枠組みとは性格の異なる枠組みから出てきているという点が重要なのである。

ここで、図表12に関連して、純利益とOCIの区別の図も示しておこう（図表13）。

図表13 純利益とOCIの区別

—B/S側からの規定性—

P/L側：純利益とOCIの区別

↑ 規定

B/S側：実態・リスクの適正開示

注意したいのは、本稿ⅡのテーマであるOCIの出所の議論からすれば、それが実はB/S側（実態・リスク開示）からの規定を受けているという点である。この視点が欠落すると、それがあたかもP/L側だけの区別問題となり、それが何処から来ているが明らかにされない。ここに、先の図表12の視点（①の矢印）との共通性があるといえる。

8 繰延ヘッジ会計—ヘッジ効果とOCI

8.1 ヘッジ効果の経済的実態とOCI

3つ目のケースとして繰延ヘッジ会計をみてみたい。先の2つのケースと少し違って、ここでは経済的実態（リスクヘッジの効果）の適正開示と利益計算との関わりが論点となる。以下、図表14の数値例で説明しよう。

図表14の㊦決算時（未決済）においては、ヘッジ手段（先物取引）の評価差額+20が純利益で

⁽²⁰⁾ 従来は、すなわちONA以前（負債と資本の2区分）は負債という議論があった。しかし、義務ではないので負債ではない、つまりは負債でも資本でもないのがONA（その他の純資産）ということであろうが、それだけではそれが純資産のなかでONAとする根拠は、（OCI/リサイクルの観点以外）必ずしも明らかでない。

図表14 繰延ヘッジ会計のケース—ヘッジ効果とOCI

数値例：ヘッジ対象はその他有価証券（国債）、ヘッジ手段は国債先物

〔 国債現物価格（対象）：①X1 期末の評価差額−10 ②X2 期中決済日の売却損−30
 国債先物価格（手段）：①X1 期末の評価差額+20 ②X2 期中決済日の先物利益 40

①X1 期末

〔 対象：（借） その他有価証券評価差額金 10（OCI） / （貸） 投資有価証券 10
 手段：（借） 先物取引差金 20 / （貸） 繰延ヘッジ損益 20→OCI※

※ヘッジ会計を適用しないときは先物利益 20

②X2 期中決済日（期首に洗替処理）

〔 対象：（借） 現金 70（売却時価） / （貸） 投資有価証券 100（取得原価）
 投資有価証券売却損 30（NI）
 手段：（借） 現金 40 / （貸） 先物利益 40（NI）

はなく、ヘッジ対象（その他有価証券）が決済されるまで繰延べられ、その行き先がOCIとなる⁽²⁰⁾。そして、②決済時に、ヘッジ対象の売却損30に対するヘッジ手段のヘッジ効果が先物利益40として計上される（ヘッジ効果の確定）。

まさに、繰延処理をしないと「…ヘッジ対象の相場変動等による損失の可能性がヘッジ手段によってカバーされているという経済的実態が財務諸表に反映されないこととなる。」（基準97項、傍点は引用者）わけで、「…ヘッジの効果を会計に反映させるための特殊な会計処理」（同29項、傍点は引用者）なのである⁽²¹⁾。

なお、繰延の理由がヘッジ効果という経済的実態を反映させること、つまりヘッジ対象の損益認識に合わせるということなので、以上の会計処理はその他有価証券（ヘッジ対象）の会計処置にいかんにかかわらず依存する。この点で、IFRSの改定金融商品会計基準（2区分の簡素化）での会計処理いかん（時価損益かOCI/リサイクル禁止）に依存することになる（あとの第10節参照）。

8.2 あらためて「OCIは何処から来るか」—OCIの制度性と理論性

以上、3つのケースをみてきたが、それらに共通するのは、①財務的・経済的実態の適正開示（主役）→②OCI（仮置き場、脇役）→③リサイ

クリング→純利益というプロセス（推移性）であり、そのいわば“原型”といえるものが、第6節での「その他有価証券」のなかに見出せる。

その推移的プロセスは、I（前号）の補遺Iの3）では、より一般的に、①何らかの未確定項目（評価差額など）→②OCI（テンポラリー項目）→③確定時にリサイクリング→純利益、と記した。したがって、「OCIは何処から来るか」の問いかけは、「OCI項目に共通する何らかの意味での『未確定/確定』を見出すこと、そしてその『未確定』（transitory, temporary）が何処に起因しているかを見つけることに等しいといえる」（前号補注6より）わけである⁽²²⁾。

この点で、この4月にロンドンで開催された第1回会計基準アドバイザー・フォーラム（ASAF）での議論には、OCI/リサイクリングに関するOCI表示の判断基準、すなわち①橋渡し項目（Bridging items）と②再測定のみスマッチ（Mismatched remeasurements）の2つが出ている（前号補注8参照）。それらはこれまでみてきたOCI/リサイクリングの出所と性格にも通じる点があるように思えるが（いずれも広義の「未確定」の範疇）、より重要なのは、

⁽²²⁾ 3つのケースでの「確定」とは、それぞれ「その他有価証券」では売却、退職給付会計では（平均残存勤務期間における）年度ごとの従業員の勤務労働の確定（労働対価の発生）、繰延ヘッジ会計ではヘッジ効果の確定である。なお、為替換算調整では在外子会社の売却（一部売却もふくむ）・清算である。

⁽²¹⁾ ちなみに、この会計処理を特殊というなら、その他有価証券も特殊といえないか。

補注8（前号）でも述べたように、NIとOCIの区別の基準、リサイクリングする根拠、条件などがより全体的・体系的な概念枠組みのなかでどう位置づけられ、どう説明されるかである。

この点で、前号脱稿後の7月18日にIASBが公表した討議資料「財務報告に関する概念フレームワークの見直し」(Review of the Conceptual Framework for Financial Reporting)には、公開草案にむけた最初のステップとはいえ、OCI／リサイクリングが初めてできてきている。補注8ではより全体的な概念枠組みのなかで位置付ける必要性を強調したが、まさにその概念フレームワークのなかで登場してきたわけで、それだけに今後の重要な論点の1つになるといえる（※補注16）。

※補注16：概念フレームワークの見直しとOCI／リサイクリング

討議資料では、①橋渡し項目と②再測定のみスマッチに加えて、③一時的（transitory）再測定ができてきている（①と②を“narrow” approach、③を加えて“broad” approach）。それぞれが具体的にどの会計基準に該当・適用されるかの検討が必要だが、例えば本稿での繰延ヘッジ会計は②、退職給付会計は③が、まだ確証はないが、それぞれ該当するようにもみえる⁽²³⁾。

だが、筆者の関心は、繰り返しになるが、OCI／リサイクリングが概念フレームワークのなかで初めて登場してきただけに、より理論的・概念的な枠組みのなかでの位置や、リサイクリング有無の根拠が示されるかどうか、という点にある。

その点で、例えば日本版概念フレームワークではどうか、と問うてみたくなる。この点は、あとの第11節で触れる。

9 別の類似のケース－政策と評価差額

以上、3つのケースにおいて、財務実態や経済的実態の適正開示（B/S）と利益計算（P/L）との矛盾の形をOCI／リサイクリングのなかに見てきた。

以下では、さらに別の形の類似するケースを

取り上げておきたい。それらは必ずしもリサイクリング処理がでてこないが、いずれも先にみたOCI／ONA問題（前号の補注6および図表7参照）と関わる。

9.1 土地再評価法と純資産

－政策と評価差額

1つは、土地再評価法（1998年3月31日から2002年3月31日までの時限立法）による事業用土地の時価評価の会計処理である。

例えば、事業用土地の簿価1億円を時価1.5億円に評価替え、実効税率40%のときの仕訳は、次のようになる。

土地5000万円 / 繰延税金負債	2000万円
	土地再評価差額 3000万円

貸方の土地再評価差額3000万円は（資本修正ではなく）株主資本でない「その他の純資産」（ONA／OCI）項目となる。そして、土地を（売却など）処分したときその金額が取り崩されるが、再評価後の金額が簿価（取得原価）とされることから⁽²⁴⁾、3000万円は純利益には入らず（その点で、いわばリサイクルされず）、B/S貸方内の振替（利益剰余金へ）となる。

リサイクルの処理はないが、処分まではいったんその他の純資産（ONA）に置いておく点でOCI／リサイクリングと類似のケース（前半のOCI）といえる。

なお、土地再評価法が、バブルがはじけたあとの経済政策からできてきている点は指摘しておかねばならない。そうした経済政策を受けた形の時価評価差額がOCI項目の1つを形成しているからである（※補注17）。ここにも、純然たる利益計算とは異なるものが（B/Sに）作用していることがOCIの出所であることがわかる。

※補注17：経済政策と時価評価

⁽²³⁾ ちなみに、前号でも触れたが、2013年3月のIASB会議でのアジェンダ・ペーパーではIFRS第9号（金融商品）、IAS19号（従業員給付）、さらに21、38、39号などで①橋渡し項目と②再測定のみスマッチの分析がなされている。

⁽²⁴⁾ 公認会計士協会・会計制度委員会「土地再評価差額金の会計処理に関するQ&A」（平成17年9月）。なお、再評価後の金額が簿価になることの根拠は必ずしも示されていない。

土地再評価法は2002年3月末までの時限立法であり、それを受けた会計処理はバブルがはじけたあとの、株主資本(当時)のかさ上げ効果など、“魔法の杖”ともいわれた⁽²⁵⁾。減損会計導入が待たなしのなか、2002年当時、三菱地所、三井不動産、近畿日本鉄道の3社だけでも7500億円にものぼった。

自己株式消却の原資による株価対策、証券市場活性化対策に会計が利用される“会計マジック”とも揶揄されたほどである。こうした、当時の資本の部に政策立法による時価評価差額が入ってくることで自体が問題であり、資本の部が政策の具の“始末場”になっていたとさえいえる⁽²⁶⁾。

9.2 国庫補助金・工事負担金

一利益説と繰延利益

もう1つ取り上げたいケースは国庫補助金・工事負担金である。このケースも経済政策(資本助成)に起因している。

この補助金の処理には、会計主体論の相違から、資本説(企業主体への贈与)と利益説(株主以外からの贈与)がある⁽²⁷⁾。ここでは、後者の利益説(積立金方式)に立った会計処理をみていく。

例えば政府から800の補助金交付を受け、有形固定資産1000(耐用年数5年)を購入したとき、積立金方式での①取得時、②積立時、③毎期末の仕訳は次のようになる(別の方式として圧縮記帳方式がある)。

①取得時:

有形固定資産1000 / 国庫補助金受入益 800
現金 200

②積立時:

繰越利益剰余金 800 / 圧縮記帳積立金 800

③毎期末:

減価償却費 200 / 減価償却累計額 200
圧縮記帳積立金 160 / 積立金取崩益 160

⁽²⁵⁾ 当時は負債計上の議論もあった。負債でも資本でもない。ゆえにONA(その他の純資産)ということか(負債と資本の境界問題→ONA)。先の脚注20参照。

⁽²⁶⁾ 詳しくは拙著『変わる社会、変わる会計』(日本評論社、2006年)「12 土地再評価法と会計問題」参照。

⁽²⁷⁾ この点は連結会計における連結基礎概念と個別会計ルールとの関係(資本と利益-資本取引か損益取引かなど)と類似する。

利益説での積立金方式では、①の貸方の受入益800を一挙に利益計上せず、②の貸方にいったん「繰延利益」とする。そのあと、③で徐々に取り崩す処理を行うが、ここがOCI/リサイクリングと類似する。但し、先の土地再評価差額とは異なって、圧縮記帳積立金は株主資本(利益剰余金)ではあるので、OCI項目とはならない。しかし、繰延利益であるという点ではヘッジ会計での繰延と同様に、OCIの性格をあわせもつといえる。

ちなみに、③の減価償却費200は有形固定資産1000の5年償却になるが、積立金の每期取崩益160と相まって、圧縮記帳方式での費用計上(減価償却費 $40 = 200 \div 5$ 年)と同じになる仕組みになる。

以上、OCI/リサイクリングと同じでないが、それと類似するケースをみてきた。そこには、経済政策など(会計の外)から出てくる評価差額などのB/S開示とP/L計算との矛盾とその対処という共通の形を見出すことができる。

ここで会計の外といったが、先にみた実態・リスク開示は会計の外とはいえないが、それらの要請に共通するのはいずれも本来的に利益計算に直結する性各のものでないという点である。OCIの出所は、(会計の外はむろん内でも)そうした本来的に利益計算に直結しないものに密接に関わっているのである。

10 「日本版」IFRSとOCI

一その他有価証券と退職給付会計

その他有価証券(第6節)と退職給付会計(第7節)の日本基準は、今後、IFRSとのコンバージェンスで大きく変わる可能性がある。逆に日本基準を保持するなら、「日本版」IFRSといった制度現象を呈することにもなる⁽²⁸⁾。その焦点は、やはりOCI/リサイクリング問

⁽²⁸⁾ 会計分野に限らないが、昨今、やたらに「日本版××」が目につく。それには分野によっては積極的意味合いもあるが、国際(世界)基準への国内事情(国益)を踏まえたある種の“抵抗”の意味合いが読み取れる。

題である。

10.1 IFRS第9号「金融商品」とOCI／リサイクル問題

2009年11月に公表されたIFRS第9号「金融商品」は、それと差し替えられるIAS第39号「金融商品—認識及び測定」とその基本的なところで大きく異なる。改定の背景も重要であるが（※補注18）、ここではOCI／リサイクル問題に焦点をあてて、改定基準第9号の骨子をみてみよう。

その骨子を3つの手順で示せば、①測定を公正価値と償却原価に2分類し、②公正価値による評価差額は純損益となる。ただ、その他有価証券については純損益かその他の包括利益（OCI）のいずれか選択可能とし、③OCIに計上すれば処分（売却）のさいそれまでの累積額はリサイクルされず、売却益も純利益とならない（減損も行わない）。

日本への影響は、特に③に関わる。すなわち、持ち合い株式に代表される「その他有価証券」は現行ではリサイクリングを行い（ただし切放法）、売却益も純利益となるが、第9号ではそれができなくなる。2009年7月にその公開草案がでたとき、産業界や金融機関から異論が噴出したが、もし第9号をコンバージェンスの一環として日本が受け入れるなら、（リサイクリングできなくても）OCI計上を選択する企業が多くなることが予想される⁽²⁹⁾。

※補注18: IFRS第9号の背景

—金融危機、金融規制、会計開示

改定基準の背景に金融危機がある。金融危機と会計ルールのあり方は、改定基準の「簡素化」という点に端的にみられる。逆にみれば、複雑な会計ルールが市場の混乱を招いたとする点である。端的には、会計ルールの複雑化→市場の混乱—（反省）→ルールの簡素化→金融商品の透明性であるが、そこには会計開示をもって金融危機の教訓や反省に対応する会計のあり方がみえる。しかし、より根本的な教訓の視点が重要に思える。この点は、

⁽²⁹⁾ 詳しくは前掲拙著『変わる会計、変わる日本経済』（日本評論社、2010年）16「金融商品会計見直し案をどう見る」参照。

拙稿「金融危機と会計」（『税経通信』2009年9月号巻頭論文）を参照されたい。

10.2 「日本版」IFRSとリサイクル問題

その他有価証券の新たな会計処理（IFRS第9号のノンリサイクル）をめぐって、のれんの償却問題などととも、日本基準を残す動きもでている⁽³⁰⁾。いわゆる「日本版」IFRS（日本仕様の国際会計基準）というあり方である。退職給付会計の即時認識も、国際基準（IAS第19号「従業員給付」2011年6月）ではノンリサイクルであるだけに（122項）、ここでも日本仕様となる可能性がある⁽³¹⁾。そのいずれにも共通するのはリサイクル問題である。

リサイクリング問題の基礎に何があるかは、何が利益かという利益の考え方と密接に関わる。それだけに重要な論点である。すなわち、すでにみてきたように、リサイクリングを前提にしたOCIには、純利益への暫定性・推移性という性格を見ることができ、端的に、未確定（OCI）→確定（NI）であり、各OCI項目における未確定／確定の意味あいの吟味が重要である。いずれにしても、純利益NIへの推移性という点で、結局のところ利益はただ1つ（純利益）ということになる。

これに対しリサイクルしない考え方はそうした2段階の認識を認めない。OCI区分への帰属は2段階で変化するものではなく、それ以降もその帰属は変わらない。リサイクリングが2段階の推移をみているのに対し、始めから別物（いわば第2の利益）という考え方がある。

こうした考え方は、実は、1990年代のイギリスでの業績報告の考え方にみられる。そこで

⁽³⁰⁾ 6月19日付『日本経済新聞』では、「日本版」IFRSの焦点になる主項目として4つ（その他有価証券、非上場株の時価評価、のれんの償却、開発費の資産計上）が挙げられている。

⁽³¹⁾ 特に、よく指摘されるのは原価計算への不算入問題である。端的に言って、原価計算にとって時価会計は本来的になじまない。原価の記録計算（追跡記録）には、まさに原価主義会計の特徴である測定基礎の固定化（再測定をしない）とそれを基礎におく継続記録が必須だからである。

は、経営活動の成果が大きく2つに基本区分される。すなわち、営業活動からの利益計算（①損益計算書）、そして経営基盤資産の再測定（価値変動）および処分からの利益計算（②総認識利得損失計算書）である⁽³²⁾。その他有価証券の時価開示も退職給付会計の即時認識も、いずれも後者の経営基盤に関わる再測定という点にかかわっている。

この観点から第9号をみると、2段階の損益認識を行わない、つまりリサイクルしない考え方の基礎に経営基盤資産の再測定という見方がある。持ち合い株式を戦略投資とみれば、それは最後まで②の利益計算の枠（今日的にはOCI）にとどまるわけである（詳しくはあとの第12節参照）。

10.3 何が“本当”の利益か

－純利益か包括利益か

先にリサイクルする考え方は、利益はただ1つ（純利益）という見方につながると述べた。となると、逆にリサイクルしない方法は、OCIと純利益とを明確に区別する点で、いわば2つの異なる利益の存在という見方につながりそうであるが、そうだろうか。それはあくまで純利益を中心に見ているからではないだろうか。

OCIのO（other）は、純利益ではない「その他」の包括利益という点で、そもそも純利益あつてのOCIといえる。仮に純利益を重視しないならOCIのOは不要、つまりそこには包括利益（CI）ただ1つとなる。となると、結局、リサイクルするか否かの考え方の対立は、何が利益なのかに関する考え方の基本対立に帰着するように思える。

純利益ではなく包括利益を中心にすれば、純利益もOCIもいずれもCIという「利益」概念に包摂される。その究極は包括利益一本化である（純利益をなくす→OCIをなくす）。この点からみれば、IFRS第9号での2つの方法

の選択には、なお純利益が前提にされている。純利益への影響を回避するためOCIに計上してもよい、という（日本への）「配慮」もその前提あつてのことといえる⁽³³⁾。しかし、その前提を取り去れば、そもそもその選択には意味がなくなる。

ともかくも、何が“本当”の利益か（純利益か包括利益か）は、その基礎にあるはずの会計思考や会計枠組みの基本的な相違から掘り起こしてみる必要がある。そうした理論的作業を行ってこそ、その対立や相違が何処から来るかも見えてくる。ここに会計アカデミズムの重要な役割がある（前号の補注9参照）。

補遺Ⅱ：資本取引・損益取引区別の曖昧性

－実態・リスク開示と「取引」概念の変容

伝統的な原価・実現の計算枠組みでは未実現の評価損益は計上できない。しかし、I（前号）で論じた現代の実態開示型会計では、それがB/S（資産・負債）の財務実態の適正表示（情報開示）を指向することから、資産・負債の時価評価による（未実現）損益がでてくる。そこに前者の伝統的枠組みでの資本取引・損益取引区別をそのまま適用すると、議論に齟齬と無理が生じることになる（前節の図表12参照）。

包括利益にとってはそもそも（伝統的な意味での）実現・未実現の区別はなく、時価評価変動も「取引」となる。しかし、それは「原価・実現」を中核におく伝統的な意味での「取引」とは性質の異なるものといえる（先の補注15参照）。したがって、伝統的な資本利益計算という枠組みに必須の資本取引・損益取引区別の原則が、現代のストック価値評価先行型の公正価値会計の枠組み（結果的な利益計算はそこから生じる）にそのまま妥当するかが問われる（※補注19）。

「原価・実現」の場での取引区別の原理をそのまま「時価・未実現」（公正価値会計）の場で議論することは、場違いの議論に陥らないか、ということである。

⁽³²⁾ 詳しくは、拙著『時価会計の基本問題』（中央経済社、2000年）補論9.2を参照。

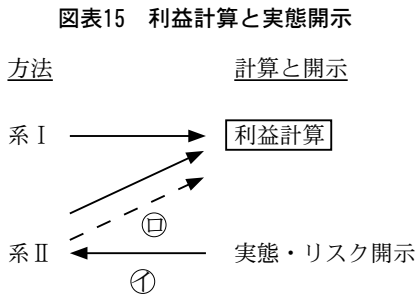
⁽³³⁾ 「配慮」の意味合いは、前掲拙著『変わる会計、変わる日本経済』16「金融商品会計見直し案をどう見る」参照。

※補注19：取引区別の原則と「取引要素の結合関係」

伝統的な資本利益計算の枠組みでの「取引」は、端的に「資産・負債・資本・収益・費用」の5カテゴリーでの「取引8要素の結合関係」として示されるが、通常のテキストでは、費用と資本(増加)、収益と資本(減少)とは結合関係にない。その1つの典型はストックオプション会計での(借方)費用/(貸方)資本の結合関係である。

そうした取引が多く登場してきているのが現代会計の特徴であり、それが何処から来るかが本稿のテーマと重なる。ちなみに、仮にプラス1のカテゴリー（B/S貸方区分に関わって）で6カテゴリーなら10要素の結合関係となり、伝統的な取引区別の原則も変容の可能性（2つの区別のいずれでもない取引）がでてくる。

以上の議論に関連して、ここで利益計算と実態開示の図を示しておきたい（図表15）。系Ⅰは伝統的な会計配分（フロー配分）の枠組み、系Ⅱは今日的な価値評価（ストック評価）の枠組みを示している⁽³⁴⁾。



（『変貌する現代会計』図表7-2より）

会計配分を中核におく系Ⅰが純然たる資本利益計算の枠組みといえ、系Ⅱは必ずしもそうではない。それは特定時点の直接的再測定という特徴にもみられるように（「取引」内容の変容と新たな「取引」概念もそこに起因）、財務実態・リスクの情報開示から出てきている面がみられるからである（図表15の①の矢印）。この点が、

⁽³⁴⁾ 前掲拙著『変貌する現代会計』図表7-1（123頁）に基づいている。また、2つの枠組みの特徴比較は、端的には同書図表6-1を参照。手取り早くは前掲拙稿『「計算のフレームワーク」と「情報のフレームワーク」』を参照。

今日の会計問題を複雑にしている要因の1つといえる。初めから資本利益計算の再構成問題なら、同じ土俵で、より焦点のあった議論ができるからである。

この点でも、現代の会計の特徴は、利益計算と実態・リスク開示の“ハイブリッド会計”という性格にみることができ、OCIもそのハイブリッドに起因している（あとの第13節参照）。

Ⅲ 「その他の包括利益」の諸相

－OCIの相対化

Ⅱでは、現代会計の今日的特性として、OCIの出所と性格の議論をしたが、ここでは、さらに概念フレームワークや経済的所得概念などの概念構成の観点、さらにはノンリサイクルの考え方などから、OCIを相対化する議論を試みたい⁽³⁵⁾。

11 日本版概念フレームワークおよび経済的所得概念とOCI－概念的見地

補注16ではIASBの「概念フレームワークの見直し」におけるOCI/リサイクリング問題に触れたが、ここでは日本の概念フレームワークおよび経済的所得概念とOCIとの関わり、とりわけその概念構成の視点からみておきたい。

11.1 「投資のリスクからの解放」とOCI

－解放と未解放

純利益と包括利益、そしてOCIは、いずれも利益概念という企業会計の中核概念であるだけに、より全体的な枠組みでの議論が重要といえる。つまり、単なる表示の問題ではなく、財務諸表の構成要素の問題として、そのなかで構造論的に位置づけられる必要があるように思える。その点で、伝統的に会計構造論的な論議の蓄積がある日本からの理論的発信が求められる。

この点で、例えば日本版概念フレームワーク

⁽³⁵⁾ ここでの議論はもともとⅡの補遺の位置にあったが、幾分長くなったのでⅢとしている。ゆえに、Ⅲはその位置づけで読んでいただいてもさしさわりはしない。

での重要な概念構成である「投資のリスクからの解放」があげられそうである。この概念が事業投資と金融投資の双方を一貫して説明する「実現」概念——投資に着目した実現概念の再定義——であると解釈すれば⁽³⁶⁾、OCIは包括利益のうちまだ「解放されていない」(未解放、未実現)部分となる。

さらに、投資(期待)と成果(事実)という点からは、期待が「事実」として確定しているかどうか、成果(純利益)確定のメルクマールとなる。したがって、何をもち「事実」とするかが、重要な決め手になる。例えば売買目的有価証券の時価評価益を「事実上のキャッシュフロー」と解釈するのも、ここでの(期待から)「事実」への転換ということであろう⁽³⁷⁾。これに対し、その他有価証券は事業に拘束されて「未解放」ということになる。その意味で、事実の確定/未確定という点が純利益/OCIの画定の基礎にもなる(あとの図表16参照)。

ただ、第8節の繰延ヘッジ会計でのOCIがリスクからの未解放になじまないように、OCI/リサイクルがすべてリスクからの未解放/解放という概念構成に収まるというものでないことも確かであろう。

11.2 ウィンドフォール・ゲインとOCI —期待/期待外と事実

経済学上の所得概念(フィッシャーやヒックスなどの所得概念)と会計上の利益との関係は古くて新しい問題である。すなわち、現代会計でのOCI/リサイクル問題を経済的所得概念から説こうとする見解があるが、それは両者の関わりのいわば古典を踏まえた現代版といえる。

例えば、斎藤静樹『会計基準の研究』(中央経済社、2009年)第5章「経済的所得と会計上の利益」では、包括利益と純利益との関連、と

りわけ両者の相違であるOCIとリサイクリングの根拠をアレクサンダーのvariable income(可変所得)概念に求めている⁽³⁸⁾。

すなわち、「経済学で想定されていた所得は単なる資本価値の増分(会計的には包括利益—引用者)ではなく、ウィンドフォールに当たる期待の変化を除いた概念であり、variable incomeはそれがキャッシュフローとして確定するときに所得に含める概念であった」(98頁、傍点は引用者)、また「要するに、それらは期首と期末の資本を比べただけの包括利益ではなく、ウィンドフォールの要素を除外したうえで、期待した事実の確定とともにリサイクルさせる純利益に近い概念であった」(99頁、傍点は引用者)と記している。

筆者の問題意識から重要なのは、先の「リスクからの解放」とも密接に関連するが、「期待」と「事実」という点であり⁽³⁹⁾、期待外の利得があとで事実として確定するという点である。包括利益→ウィンドフォール除外(OCI)→リサイクリング→純利益であり、その概念的根拠を経済的所得概念に求めている。まさに、「variable incomeの概念は、経済的所得と会計上の利益との橋渡しを試みた成果」(94頁、傍点は引用者)というわけである。

ただ、先に触れた売買目的有価証券もまたそこでの(経済的所得から除かれる)ウィンドフォールであるから、それがなぜ同じくウィンドフォールであるOCIと区別されて当期純利益となるのか、これが問われる。

先のリスクからの解放/未解放からすれば、そこでの時価変動そのものが事実として確定、すなわち解放されていると解釈されているわけであるが、これに対しその他有価証券の時価変

⁽³⁶⁾ リスクからの解放が「実現」の新たな定義であることは、前掲拙著『変貌する現代会計』146-150頁参照。

⁽³⁷⁾ この点は前掲拙著『変貌する現代会計』40頁、また期待から事実への転換という点については153-154頁参照。

⁽³⁸⁾ 古くは峯村信吉『会計学の基本問題』(有斐閣、1969年)第2章(21-31頁)でもアレクサンダー(とソロモンズ)のvariable income(可変的所得)が取り上げられているが、そこでも所得の経済分析と会計利益との関係において「事前と事後の所得」という見方がポイントになる。

⁽³⁹⁾ 前掲拙著『変貌する現代会計』153-154頁では、この「期待」と「事実」について、「投資」(期待)→拘束→「解放」(事実への転化)として説明している。

動は（事業に拘束されていることから）事実として確定していないことになる⁽⁴⁰⁾。ゆえに、そこでの「事実」の解釈が純利益／OCIを画定するポイントになる（図表16参照。あとの第13節での※補注22も参照）。

図表16 ウィンドフォール・ゲインとOCI
－解放と未解放、期待と事実－

期待外の利得（ウィンドフォール・ゲイン）

- ① 売買目的有価証券→期待が事実として確定
→リスクから解放→純利益
- ② その他有価証券→期待が事実として未確定
→リスクから未解放→OCI

12 総認識利得損失計算書とOCI

－イギリスASBの考え方

第10.2節で触れたリサイクルしない考え方は、1990年代のイギリスでの業績報告の考え方にみられる。本節では、その考え方をみることで、OCI／リサイクリングをまた別の異なる観点から相対化してみたい⁽⁴¹⁾。

12.1 総認識利得損失（TRG&L）とOCI －その類似性と相違性

OCIとある種類似する利益概念が、すでにイギリスの会計基準審議会（ASB）のFRS第3号「財務業績の報告」（Reporting Financial Performance, 1992）で示されている。すなわち、「総認識利得損失」（total recognized gains and losses: TRG&L）である。この利益概念は、さらに1995年の公開草案「財務報告原則書」（Statement of Principle for Financial

Reporting）でも取り上げられた。本稿テーマに即して重要な点を2点あげておきたい。

1つは基本財務諸表が4つ示され、そのなかで2つの損益に関わる別個の計算書、すなわち（通常の）損益計算書（the profit and loss account）と総認識利得損失計算書の2つが挙げられている点である（あとの2つは貸借対照表とキャッシュ・フロー計算書）。

もう1つは、ここが本稿のテーマに通じる重要な点であるが、2つの損益計算（P&LとTRG&L）の区別の基準である。すなわち、事業遂行のため継続的に保有している資産・負債に関する利得・損失はTRG&Lで、それ以外にはP&Lで報告されるという点である。具体的には、有形固定資産、長期金融資産・負債、年金コストが挙げられている。重要な点は、TRG&LはあくまでP&Lとは区別される損益であり、したがってOCIのようなりサイクリングは行われなないということである。

12.2 TRG&L／ノンリサイクルの考え方 －OCI／リサイクリングの相対化のために

では、このTRG&L／ノンリサイクルの考えの基礎には何があるか。この点を見ることは、OCI／リサイクリングの枠組みを相対化するうえで重要である。

公開草案「財務報告原則書」では業績報告の基本的区分が示されている（図表17）。すなわち、経営活動の成果が大きく①営業活動と②経営基盤資産（負債）の2つに区分され、それぞれ2つの計算書で報告される。

図表17 総認識利得損失計算書
－イギリスASBの考え方－

- ① 営業活動（事業活動と財務活動）の成果
→損益計算書（P&L）
- ② 経営基盤資産の価値変動及び処分
→総認識利得損失計算書（TRG&L）

ここで2点だけ指摘しておく、第1は②の経営基盤資産には実物の事業資産の時価評価も入ってくるという点である。そして、この経営

⁽⁴⁰⁾ この点は、例えば「同じウィンドフォールの要素でも、経済的所得と企業会計の利益（純利益）では、除外される部分が必要しも同じでない」、そして「いつでも自由に換金・決済できる市場があり、かつ換金・決済に対する事業上の制約がない限り、期待外でも会計上は生じた期間の純利益に含められていることに注意したい」（以上、同書94頁、傍点は引用者）と記されている。

⁽⁴¹⁾ 本補遺は前掲拙著『時価会計の基本問題』第2章第6節「包括利益の“線引き”問題」および第9章補論9.2「将来の財務業績報告のあり方」（244-246頁）に基づいている。

基盤資産は投資の観点からすれば戦略投資ともいえる。その点で、第10.2節でも触れたように、その他有価証券は戦略投資という点で⁽⁴²⁾、OCIとここでのTRG&Lとは重なる。

第2は、ここが重要なところであるが、TRG&Lでの利得・損失はリサイクルしないという点である。なぜならTRG&LはP&Lとは(連携するものではなく)あくまで別個の損益として捉えられているからである。10年以上も前になるが、この点につき次のように記している。

FASBが「実現 vs. 未実現」(Realised/Unrealised)の2区分を基本とし、未実現の保有利得(その他の包括利益項目)が実現までの暫定的・経過的な利益として捉えられているのに対し、ASBでは「操業vs. 保有」(Operating/Holding)あるいは「販売活動vs. 資本活動」(Trading Activity/Capital Activity)という活動の基本的性格の相違に区分をおいている。この見方の相違が、一方ではリサイクルする(FASB)、他方ではリサイクルしない(ASB)、という考え方の相違となって現れているのである。

(拙著『時価会計の基本問題』244-245頁)

以上、今日のIASBの考え方(ノンリサイクル)を知る上で、こうした当時の議論をふまえることが重要に思える(※補注20も参照)。

※補注20: リサイクル対ノンリサイクル

—「holding tank アプローチ」対「component アプローチ」

G4+1は特別レポート「財務業績の報告(1998年)のあとに、さらにポジション・ペーパー「財務業績の報告」(1999年)をだしているが、そのなかでリサイクルを認めない理由に触れている。

特に、リサイクル有無の考え方の基本的対立点、すなわち holding tank アプローチ(不確実な未実現利益が確実な実現利益に変わるまで、いったんOCIというタンクに溜めておく)と component アプローチ(特定の区分カテゴリーに最後まで帰属、二段階の認識を認めない)との対比が重要といえる。詳しくは、前掲拙著『時価会計の基本問題』250-251頁を参照。

13 ハイブリッド・アカウンティングとOCI —二重性と矛盾の検証

⁽⁴²⁾ 戦略投資という見方は、日本の金融商品会計基準での「事業等に拘束」にも通じる。

現代会計には何らかのハイブリッド(異種なるものの併存・交錯)がみられる。端的に言って、そのハイブリッドに起因する「二重性とその矛盾」を検証することが、現代会計の今日的特性と問題性を明らかにするといえる(※補注21)。

本稿でのB/Sの実態・リスク開示とP/Lの利益計算の矛盾およびそこから出てくるOCI/リサイクリングの議論もその1つである。本節では、特に株式会社の所有の二重性と会計主体および会計計算(利益計算)の問題に触れておきたい。

※補注21: ハイブリッドの諸相

—現代会計の根っ子

現代会計にみられるハイブリッド(異種なるものの併存・交錯)は、異なる会計目的(実態・リスクの情報開示と利益計算の矛盾)、異なる会計思考や会計枠組み(フロー配分思考とストック価値評価思考)、さらには会社主権や法人論(法人擬制説 vs. 法人実在説)とも関わる会計主体と会計計算など、より基礎論的なレベルでのハイブリッドに根ざしている。拙著『変貌する現代会計』コラム5『ハイブリッド』という今日性では現代会計の特性をそうした複合体会計(ハイブリッド・アカウンティング)にみている。

筆者の関心は、こうした併存・交錯領域に関わる会計基準が何であり、いかなる内容で交錯しているかにある。その点で、本節にも関わる市場/組織、連結/単体、株主/会社(事業体)の併存・交錯も興味深い論点となる。そして、ここで取り上げる2つの所有と主体の論点(所有の二重性と会計主体)も、そうした問題意識と密接に関わっている。

13.1 2つの所有と主体—持分と支配の観点

ここで所有の二重性とは株主→会社(所有2)、会社→財産(所有1)である。そして、重要なのは、それぞれを基礎に置く会計のあり方や性格の相違という見方である。この点は前掲拙著『変貌する現代会計』(エピローグ『会社とは何か』と会計)で議論しているが、端的には「会社=モノ」の会計(所有2)と「会社=ヒト」の会計(所有1)という見方である(異なる所有と主体→異なる会計のあり方、あとの補遺Ⅲの図表20参照)。

この二重性とも重なる概念構成(準拠枠)を展開している大雄智『事業再編会計』(国元書房、

2009年)では、いみじくもそれぞれの所有とつながる「持分」と「支配」の観点(同書図表1.2)が論じられているのは興味深い。端的に示せば、図表18のようになる。

図表18 株主/持分と会社/支配
—所有の二重性と会計主体—

株主—「持分」→会社(事業):所有2
会社—「支配」→財産:所有1

以下では、特に2点について触れておきたい。第1は、事業再編取引が「持分」(取得・清算)と「支配」(獲得・喪失)の観点から4つの類型が示されていることである(同書図表1.3)。こうした類型化の意義は、端的には現行ルールの相対化と現行にないルールへの視点の提供である。ここにプロフェッションとは区別されるアカデミズムの本来的役割があるといえる(前号の補注9参照)。

そして、OCI/リサイクリング問題もそれと無縁ではない。現行の持分アプローチによる親会社説(類型のB)から支配アプローチの観点(類型のA)にたつとき、OCI/リサイクリングが示唆されているからである⁽⁴³⁾。OCI/リサイクリングはここにも現れているように、いわば現代型と伝統型の会計が交錯・交渉するところに現れ、その乖離(ギャップ)の調整役(媒介性)の機能をもつといえる(とりわけ現代型に立った上での伝統型への調整)。

13.2 投資の主体と投資の回収

所有の二重性と主体に関しては、株主→会社(所有2)では株主が主体であることは自明であるが、会社→財産(所有1)での経営者の位置が1つの論点になる。すなわち会社と経営者の関係をどうみるかである。この論点は、拙稿「日本版概念フレームワークの立脚点」で議論しているが、所有2での株主=「社員」関係に

⁽⁴³⁾ 例えば子会社株式の追加取得や一部売却のケースで、現行の類型Bではなく類型A(支配アプローチ/親会社説)を想定した会計処理がそれである。

対し、所有1での経営者=会社との「委任」関係か「信認」関係か、という論点である⁽⁴⁴⁾。

また、同稿の補足11「会社主権論と会計計算」(106頁)では、「法人名目説的な会社(モノとしての会社を所有)→投資家本位→国際分散投資→市場ベース(公正価値)の画一的会計志向→公正価値アプローチ」と「法人実在説的な会社(経営者支配)→経営者の期待重視→期待を反映した弾力的会計志向(企業固有アプローチ)」との対比でもって会社主権論と会計計算とのつながりについて論じている。したがって、この「会社とは何か」と「会計は誰のものか」の問いかけは、法学での法人論争(法人擬制説と法人実在説)と会計学での会計主体論との問題でもある⁽⁴⁵⁾。

ちなみに、先に議論した「投資のリスクからの解放」も、その投資の主体は誰かが問われる(外部の投資家か、内部の企業経営者か、関連して※補注22)⁽⁴⁶⁾。そこでの「投資-拘束-解放」を「G(貨幣)-W(商品)-G'(貨幣)」と捉えてみると、投下資本(資金)の回収というときの起点(投下資金)も、株主の観点からはGの元手として下記の①が、企業経営者の観点からは②がそれぞれの起点(貸方の下線)となる。

投下回収の起点:

- $$\left\{ \begin{array}{l} \text{①株主の観点: } K \rightarrow G \\ \quad \text{(借) } G \text{ (現金) / (貸) } \underline{K \text{ (資本)}} \\ \text{②企業経営者(会社)の観点: } G \rightarrow W \\ \quad \text{(借) } W \text{ (商品) / (貸) } \underline{G \text{ (現金)}} \end{array} \right.$$

※補注22: 投資の主体と投資の回収のあり方
—多様な主体と回収のあり方

ここで異なる(多様な)主体と投資の回収のあり方にも触れておくと、例えば概念フレームワークの基本思考にも密接に関わっているといわれる「包括的ビジネス報告モデル: 投資家のための財務報告」

⁽⁴⁴⁾ 拙稿「日本版概念フレームワークの立脚点」(『駒澤大学経済学論集』第37巻第2・3・4合併号、2006年3月)第3節では、信認と委任と代理の3つの相違について論じている。

⁽⁴⁵⁾ 前掲拙著『変わる会計、変わる社会』コラム2「誰のための会計か」(37頁)参照。

⁽⁴⁶⁾ 前掲拙著『変わる会計、変わる日本経済』228頁注(4)参照。

図表19 2つの所有と主体－持分と支配－

所有	持分と支配	資産の捉え方	投資の回収のあり方	損益の認識条件
株主→会社（所有2）	株主－「持分」→会社	未回収の投下資金	投下資金の回収	持分の清算
会社→財産（所有1）	会社－「支配」→財産	将来の経済的便益	資産または資本の増分*	支配の喪失

※評価は経済的便益による

(2007年)では、副題が示すとおり、その基礎概念として「リスク資本提供者」があげられている。この点は、伝統的会計とは異なる現代的会計の特性を見る上で注目される。

重要なことは、リスク資本（リスクマネー）の提供者は多様であり、それに応じて投資の回収手段も多様な形をとるということである（端的に、異なる投資家像→異なる投資の回収のあり方）。この点で、辻山栄子「現代会計のアポリア」（『早稲田商学』第434号2013年1月）では、パラダイム対立の根源を「投資の回収」の捉え方に着目して解き明かそうとしているが注目される。あとで所有／主体の二重性と会計という点に触れるが、ここではむしろ主体と投資回収の「多重性」ともいえる有り様がみえる。

例えばリスク資金提供の担い手として、辻山同稿でも指摘されているが、現代型の典型の1つともいえるプライベート・エクイティ・ファンドがあげられる。ここで強調したいことは、伝統型モデル（資本維持と利益計算）では想定されない投資主体と回収のあり方が、会計変容の基礎にあるという点である。すなわち、今日的な金融を基軸にした新たなタイプのビジネスモデル→投資主体と回収のあり方の変容→企業会計（思考、枠組み、認識・測定）の現代的変容、という視点である。

ただ、そうした多様な回収のあり方を、(伝統的な回収とは別の形にしても)そもそも投資の回収として捉えてよいかどうかは、例えば負債の時価評価益はどのような意味での投資の回収かなど、別途検討されるべきことと思われる⁽⁴⁷⁾。ともかくも、「投資」というとき、誰の投資行動かという、その投資の主体を問うことが大きく関わっているのである。

13.3 持分／支配の観点と実現概念

第2は、2つの所有と主体の観点が、資産の捉え方、投資の回収の捉え方、損益の認識条件の相違などの基本的論点につながることであ

る。例えば、資産の捉え方では、

株主－「持分」→未回収の投下資金
会社（企業）－「支配」→将来の経済的便益

となり、また投資の回収のあり方では、

株主－「持分」→投下資金の回収余剰
会社－「支配」→資産（経済的便益）の増分となる（図表19参照）。

とりわけ、重要なのは（事業再編に限られず）利益認識（実現概念）の条件に関わる点、すなわち「(中略)それは、会計上の実現概念の意味を検討することにほかならないが、実現概念の意味は取引の実質を捉える視点に依存する。本書では、資産の評価替えとのれんや含み損益の認識が、事業投資の継続・非継続を判断するための視点、すなわち支配の継続性と持分の継続性に依存することを体系的に説明する」（大雄前掲書1頁、傍点は引用者）との視点である。OCIが実現概念と関わるだけに、ここでの視点はOCIの議論にもつながりうる。

ちなみに、ここでこの観点から（事業投資ではないが）売買目的有価証券の損益認識に触れておきたい（※補注23）。また、その観点とは別になるが、補注24では証券市場の本質面から売買目的有価証券の損益認識問題を論じているのであわせて参照されたい。

※補注23：売買目的有価証券と利益認識条件－持分／支配の観点と投資の回収

売買目的有価証券の時価変動損益を図表19の持分と支配の観点からみるとどうなるか、この論点を考えてみたい。なぜなら「実現概念の意味は取引の実質を捉える視点に依存する」からであり、そこでの実現概念は事業再編取引に限らないと考えるからである。

その想定のもとで、まず持分の清算の観点であるが（株主－持分→会社）、売却せず保有しているわけであるから、持分は清算されている（投資の清算）とは考えにくい。そう解釈すると（投資は継

⁽⁴⁷⁾ 前掲辻山稿「現代会計のアポリア」参照。特にいわゆる負債の時価評価益（パドックス）に関わる第7.1節では異なる立場での投資の回収について論じられている（株主の観点→信用リスクの低下→社債権者からの富の移転）。なお、拙稿「市場・企業・社会と会計」（『週刊経営財務』2012年7月23日号）では「異なる投資家像、異なる会計観」という視点から議論している。

図表20 2つの会計の基礎とあり方－「会社＝モノ」の会計と「会社＝ヒト」の会計－

「会社＝モノ」の会計 （2階の会計）	株主→会社（所有2）、所有（金融）資本家；市場法（金商法）、自由契約、投資判断、自己責任、フェア（fair、市場）；投資判断（取引法）会計、投資判断の有用性、予測と情報、金融中心指向、利用者（投資家）中心観
「会社＝ヒト」の会計 （1階の会計）	会社→財産（所有1）、機能資本家；組織法（会社法）、信認、高度な忠実義務、信頼・良心・正義・公正；（受託責任）会計、信認義務と倫理性、実物（現実資本）中心指向、会計プロセス中心観

続）この観点から損益は認識されないことになる。次に、支配の観点からは（会社－支配→財産）、後述の支配の解釈に依存するが、ここでも売却せず保有しているから支配の喪失はない（投資の継続）と解すると損益は認識されないことになる。

では、どのように解釈すれば現行基準のように損益認識が可能か。1つは擬制取引の想定である。すなわち一端売却して直ちに買い戻す（投資の清算と再投資）とする見方である。実際、日本版概念フレームワークでも「資金の回収と再投資とが繰り返されているとみなすこともできる」（市場価格の変動に着目した収益の測定、45項）としている。しかし、筆者にはその擬制取引の見方には無理があるように思える⁽⁴⁸⁾。

もう1つは、経済的便益による評価替え（例えば時価増分）と支配（保持・喪失）との関係をどう解釈するかである（図表19参照）。仮に損益認識の条件を満たすなら、それがいかなる意味で投資の回収なのか問われる⁽⁴⁹⁾。この点は、支配の観点での利益が、持分の観点（純資産の変動のうち投下資金の回収余剰部分－純利益に通じる）とは異なって、純資産の変動（包括利益に通じる）として捉えられていること、そして資産が将来の経済的便益で捉えられることと関わる。とりわけ、その点と損益認識の条件（支配の喪失）との関わりである⁽⁵⁰⁾。

なお、補注2（前号）では売買目的有価証券の時価評価益を伝統的会計での「測定のアンカー（錨）＝現金収支」の観点から吟味しているので参照されたい。

※補注24：証券市場機構の架空性と有価証券の時価評価益－時価総額と評価益

売買目的有価証券の時価評価差額が純利益を構成するかしないか、制度的には（会計上）純利益

⁽⁴⁸⁾ 時価変動という連続性を非連続な擬制的売買取引の連続としてみている。前掲拙著『変貌する現代会計』148-150頁参照。

⁽⁴⁹⁾ この点は、まさに大雄前掲者の副題「資産の評価と利益の認識」の問題といえる。

⁽⁵⁰⁾ 仮に実物商品とは異なって、金融商品に支配の観点が適用されないなら（請求権には持分の観点だけが適用）、話は別になる。ただその場合でも、金融であっても実物と同じく資産であるから、なぜそこに支配概念が妥当しないかが問われよう。

となるが理論的にはどうなのか。ここでは経済学とりわけ証券市場（流通市場）の本質面から考えてみたい。その視点は、端的に証券市場機構の架空性という点である。

ここで「架空性」とは、「時価総額を現実に支えているのは、その総金額からすれば極く僅かの『証券流通資金』でしかない。従って、発行済み株式の全体を一気に売却しようとしても、それは不可能であり、そういう意味で時価総額という観念は架空のものでしかない」（鈴木芳徳『証券市場と株式会社』白桃書房、2007年、10頁）という点である。かりに時価総額が100兆円で1日平均の売買代金が1兆円とすれば、架空の100兆円を現実に支えているのは1兆円の証券流通資金ということである⁽⁵¹⁾。

ここで会計上の（売買目的）有価証券の時価評価益を取り上げるとどうなるか。ごく単純化して1日の売買取引前後の時価総額を想定すると、（売買取引があっても）流通している株式の総数に変わりはないので、その時価総額の差額が（個々の）保有株式の時価評価益の総額（個別企業の時価評価益の総額）となる。そうであれば、その金額の正体は架空の（観念的）存在である時価総額の期間差額となる。この架空なるものの差額という全体視点と、会計上の個別利益という現実はどう根拠づけられ、どう正当化されるのか⁽⁵²⁾。

会計学では、一斉に売却しようとしても売却直前の時価はもはや存在しない、あるいは売却すらできない、といったことが言われる。だが、そもそもマイクロレベルの時価評価益は、マクロ的にとらえると時価総額という架空なるものの差額（構成

⁽⁵¹⁾ 興味深いのは、そうした証券市場機構（時価総額と証券流通資金の関係）が金融機関における資金形成機構（預金と払戻準備金の関係）と同形、すなわち社会的資本の形成機構であるという点である。鈴木前掲書第3章参照。

⁽⁵²⁾ ここで架空だからといって意味のないものというわけではない。それは先の注(51)でもみたように、社会的資本を形成しているからである。また、個別企業の時価総額はその企業の強さの市場による評価であり、市場全体の時価総額は経済全体の市場の評価でもある。ここで問題にしているのは、マクロ的に見て架空なる時価総額を利益（純利益）の計算基礎にすることである。

要素)にすぎない⁽⁵³⁾。証券市場の本質面からすれば、そのような(実体の伴わない)性質のものが、会計上、純利益として計上されているのである⁽⁵⁴⁾。

補遺Ⅲ：所有／主体の二重性と会計

－ 2つの会計の基礎とあり方

本補遺では、2つの所有と主体という点に関わって、より大きな枠組みでの2つの会計の基礎とそのあり方を示しておこう。

図表20は2つの所有とそれぞれ基礎におく会計のあり方(1階と2階の会計)の全体を対比したものである⁽⁵⁵⁾。現代の会計は、図表20の全体対比からすれば、証券市場を中核におく「会社＝モノ」の会計(2階の会計)が主流といえるが、それだけが会計ではない。会社組織に関わる「会社＝ヒト」の会計(1階の会計)がより基本的な会計のあり方といえる。まさに「少なくとも、『二階の会計』が主流であっても、それだけが会計だと思ってもらっては困ります。二階がどんどんグローバル化されたからといって、一階もそうとはいえないわけです。一階部分が欠落しては二階が存在しないように、ここの会計がもっと議論されていいように思います」(拙著『変貌する現代会計』220頁、傍点は引用者)と述べたゆえんである。

さて、ここで先の「持分」と「支配」の観点を重ねてみると、先にみたように「支配」は会社→財産(所有1)の位置にあるといえる(会社→支配→財産)。事業再編が組織再編であることからしても、「支配」の観点は基本的にここでの1階の会計のあり方に通じるように思える。ただ、現実の会計は、2つの会計(図表20)

の二者択一の形ではなく、両者が何らかの形で併存と交錯の形をとっている。したがって、ここでも、そのハイブリッドの関係が重要な論点になり、持分／支配の観点も、そうした大枠の議論に重なっているといえるだろう⁽⁵⁶⁾。

※次号のⅢでは、さらに財務実態の適正開示指向が、今日的なOCIという形で現れなくても、伝統的な収支を基礎におく利益計算の枠組みそのものに侵入・侵食してきているケースをみてみたい。そして、そのことで財務実態・リスクの開示(B/S)と伝統的な利益計算(P/L)との矛盾の形をさらに明らかにしてみたい。

(9月20日稿、つづく)

⁽⁵³⁾ この点は、マクロの視点とミクロの視点の相違から生じるいわゆる「合成の誤謬(fallacy of composition)」にも通じる。

⁽⁵⁴⁾ この点は、FASB概念ステートメント第5号(パラグラフ 84e)での実現可能基準の問題性、すなわち実体が伴う実物(農産物、貴金属→生産の完了時)と金融(有価証券→価格変動時)とを同列視する見方の問題性を浮き彫りにする。前掲拙著『変貌する現代会計』第4章(拡張の論理と区別の論理)参照。

⁽⁵⁵⁾ 詳しくは、拙稿「インフォームド・コンセントとフィデュシャリー」(『週刊経営財務』(2013年5月27日号)参照)。

⁽⁵⁶⁾ この点は、例えば「支配と持分は相互に依存するとみられているかもしれない」(大雄前掲書『事業再編会計』19頁)というように、両者は(必ずしも独立ではなく)依存の関係にあるとの見方にも関わる。ちなみに、筆者は異なるものの併存と交錯という見方で現実(現代会計の特性)を説明している。